

第5章 障がい者計画の施策展開（施策分野）

施策分野1 暮らしの支援

＜現状と課題＞

福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに応じた支援や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援が求められているほか、これからの地域福祉を担う人材の育成が求められています。

医療的ケアを必要としている障がいのある人や、重度の障がいのある人、発達障がいのある人、重複障がいのある人など、様々な支援を必要とする人が地域で生活していくための体制や、障がいのある人が高齢になっても地域で安心して暮らすことができるような体制を充実させる必要があります。

＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

希望する生活のためにあればいいこと

- ・高齢になっても安心して生活できること（障がい者調査 54.4%、障がい児調査 31.3%、難病患者調査 47.2%）
- ・困ったときに相談できて教えてくれる場所（障がい者調査 36.3%、障がい児調査 31.3%、難病患者調査 32.4%）

◆基本方針

基本方針1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤の一層の充実を図ります。

基本方針 2 障 がいのある人が地域で安心して暮らすことができる
 よう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の社会
 資源の活用により、ライフステージに応じた切れ目のな
 い相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

◆基本施策	
基本施策 1	個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
基本施策 2	施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
基本施策 3	福祉用具などの普及促進・利用支援
基本施策 4	地域福祉を担う人材育成・確保

- 基本施策 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めます。
 - 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域資源を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
 - 重度の障 がいのある人や医療的ケアを必要とする障 がいのある人に対する支援の充実について検討を進めます。
 - 発達障 がいのある人に対して、個々の特性に応じた支援が適切に行われるよう、支援体制の充実に努めます。
 - 難病患者に対して、関係機関と連携しながら、一日の中での病 状の変化や、病 状 自体が進行するなどの難病等の特性やニーズに応じた障害福祉サービス等の提供に努めます。

- 障がいのある人だけではなくその家族に対しても、関係者との連携を図りながら、支援の充実に努めます。
- 障がいのある人が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の整備など、必要な支援体制の充実に努めます。

＜重点取組＞

◆相談支援事業の充実

札幌市では、計画相談支援等を行う指定相談支援事業所の中から、「札幌市障がい者相談支援事業所」と「基幹相談支援センター」を運営する事業所を指定して委託実施しています。

「札幌市障がい者相談支援事業所」においては、専門研修を修了した相談員が、障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談に応じます。また、地域支援員（⇒181ページ参照）を配置して、区役所をはじめとする地域の関係機関や福祉関係者との連携を図るほか、地域で生活する障がいのある人をピアサポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援しています。

「基幹相談支援センター」においては、「札幌市障がい者相談支援事業所」に対する専門的な支援、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進、ピアサポーター（⇒181ページ参照）の活動支援を行っています。

各相談支援事業所の連携や、行政・関係機関等の様々な分野との協力、役割分担の在り方について検討しながら、障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業所の充実に努めます（⇒136～137ページ参照）。

◆ **自立支援協議会の運営及び実効性のある取組の強化**

各部会（地域部会、専門部会）を中心に、障がいのある人の個別のニーズから地域課題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報の共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制の整備について協議を行います。

また、地域課題の解決に向けた各プロジェクトチーム（⇒182ページ参照）や各部会などの組織体制により、施策への意見反映を行うなど、実行性のある取組を進めていきます。

◆ **障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供**

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図るとともに、新たに設けられた自立生活援助や就労定着支援等のサービスについても、同様に円滑な提供に努めます。

また、障がいのある人に対する交通費助成、機能回復・機能訓練、特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めます（⇒116～149ページ参照）。

◆ **重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする障がいのある**

人に対する地域生活支援の充実

重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする障がいのある人が安心して日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることができるよう、支援を担う人材の育成も含め、

サービス提供基盤の整備について検討します。

また、在宅で生活する重度の障がいのある人が地域住民等から介助を受けた場合に必要となる費用を支給するパーソナルアシスタンス事業の実施など、重度の障がいのある人が地域で安心して暮らしていくことができるよう、個々の状況やニーズに対応したきめ細かな支援の提供に努めます。

◆ 障がいのある人の高齢化に対する支援の検討

高齢化により心身の機能が低下した人が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者総合支援法や介護保険法のサービスを中心に、ボランティア等の地域資源も活用するなど、支援体制の在り方について引き続き検討し、支援の充実を図ります。

また、新たに設けられた共生型サービスの導入をはじめ、高齢の障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用について検討します。

【参考】共生型サービス

平成30年度から障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険サービス事業所の指定も受けやすくなる特例が設けられます。

◆ 発達障害者支援体制整備事業

個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ(⇒182ページ参照)」の活用促進、支援者の人材育成、ペアレントメンター(⇒182ページ参照)等の活用による家族支援、普及啓発冊子の作成・配布などの取組により、発達障害のある人が社会で十分活躍できるよう、支援体制を整備します。

また、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、個々の発達障害のある人の特性に応じた支援が適切に行われるよう、福祉サービス事業所等に対し、二次障害、行動障害(⇒182ページ参照)があるケースなど支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの支援を行います。

◆ 専門機関や住民主体の組織を包括的に結び付ける仕組みの検討(新規)

複合的な課題や制度の狭間の課題の解決を図るためには、課題を抱える世帯が支援を円滑に受け入れられるような働きかけや、課題の受け止めや分析を行い、関連する専門機関や住民主体の組織の協力を得るための調整を中心的に担う機関(機能)が求められます。

現在、本市では様々な相談支援体制が整備されています。今後はそれらの充実を図るとともに、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯が地域で埋もれることなく発見され、また、既存の専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みを検討していきます。

基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実を図ります。
- 精神障がいのある人が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、介護、地域の助け合いなどが包括的に確保された、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

＜重点取組＞

◆ 地域移行支援・地域定着支援

入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します（⇒126ページ参照）。

◆ 自立生活援助（新規）

入所施設やグループホームなどを利用して一人暮らしを希望する障がいのある人に対して、定期的な巡回訪問のほか、相談や助言等を行う新たな障害福祉サービス等についても、他のサービスと同様に円滑な提供に努めます（⇒124ページ参照）。

◆グループホーム等の整備推進（再掲）

⇒ 46ページ参照

◆入所施設等との情報共有・連携

施設入所者の意向等を尊重した地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関相互に地域移行に関する知識を高めます。

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための関係機関による協議の場の設置（新規）

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、自立支援協議会精神障がい者地域移行推進プロジェクトチームにおける議論経過も踏まえ、医療、福祉、介護等関係者による協議の場を設置し、検討を進めます（⇒109ページ参照）。

基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援

○ 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。

＜重点取組＞

◆補装具費の支給、日常生活用具の給付

障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある人の身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します（⇒140

ページ参照)。

◆福祉用具の普及（展示など）

身体に障がいのある人が用いる補装具、日常生活用具、福祉用具の常設展示コーナーを身体障害者更生相談所等に設け、福祉用具に関する各種相談に応じるなど、普及に努めます。

基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

- 各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

＜重点取組＞

◆障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施

福祉・介護サービスの分野が人手不足にある状況を考慮し、事業所の安定的運営を確保するため、施設管理者等への研修を実施するなど、障害福祉サービス事業所等に対し支援を実施します。

◆福祉サービス提供事業者等に対する研修の実施

福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。

◆^{みらい}未来へつなぐ^{えがお}笑顔のまちづくり^{かつどうすいしんじぎょう}活動推進事業

^く区や^{ちいき}地域の^{とくせい}特性を活かした^い元気^{げんき}で^{みりよく}魅力あふれる^{ちいき}地域づくりの
^{すいしん}推進を^{もくてき}目的として、^く区の^{そういくふう}創意工夫や^{さいりょう}裁量によって、^{しょう}障がいのある
^{ひと}人をはじめ^{しみん}市民が^{しゅたいてき}主体的に行う^{おこな}地域課題^{ちいきかだい}解決^{かいけつ}に向けた^む取組^{とりくみ}に
^{たい}対する^{しえん}支援^{おこな}を行います。

しきくぶんや ほけん いりょう すいしん
施策分野2 保健・医療の推進

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

しょう ひと みちか ちいき あんしん てきせつ いりょう う
障がいのある人が身近な地域で安心して適切な医療を受けること
ができるよう、医療体制の充実や、障がいについての理解を、医療
きかん たい いっそうもと ひつよう
機関に対して一層求める必要があります。

とく こ すこ そだ しょう げんいん しつぺい しょう
特に、子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病や障
がいの早期発見が図られる体制や、きめ細かな相談を受けられる体制
せいび ひつよう
の整備が必要です。

せいしんしょう ひと あんしん ちいきせいかつ おく
また、精神障がいのある人が安心して地域生活を送ることができ
るよう、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があり
ます。なお、せいしんしょう ひと たい いりょうひ
精神障がいのある人に対する医療費については、その
ふたんけいげん もと こえ よ
負担軽減を求める声が寄せられています。

あわせて、なんびょうかんじゃ なんびょう かんじゃ たい いりょうとう
あわせて、難病患者についても、「難病の患者に対する医療等に
かん ほうりつ なんびょうほう もと ちいき あんしん りょうよう
関する法律（難病法）」に基づき、地域で安心して療養しながら
く つづ いりょう れんけい きほん ふくし
暮らし続けることができるよう、医療との連携を基本に、福祉
さーびす じゅうじつ はか ひつよう
サービスの充実を図っていく必要があります。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん けんこう かくしゅけんさ かん ふきゅう けいはつ すいしん しょう
基本方針1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障
がいの原因となる疾病の予防や、げんいん しつぺい よぼう しょう そうきはっけん つと
障がいの早期発見に努め、
てきせつ しえん
適切な支援につなげます。

きほんほうしん なんびょうかんじゃ ふく しょう ひと たい ほけん いりょう
基本方針2 難病患者を含む障がいのある人に対する保健・医療
さーびす じゅうじつ はか ちいきせいかつ しえん
サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

◆^{きほんしさく}基本施策

基本施策1 ^{しょう}障がいの原因となる疾病の^{よぼうたいさく}予防対策や、^{しょう}障がいの^{そうき}早期
^{はっけん すいしん}発見の^{すいしん}推進

基本施策2 ^{しょう}障がいに対する^{たい}適切な^{てきせつ}保健・^{ほけん}医療^{いりようさーびす}サービスの^{じゅうじつ}充実

基本施策3 ^{せいしんほけん}精神保健・^{いりよう}医療の^{じゅうじつ}充実

基本施策4 ^{なんびょう}難病に関する^{かん}保健・^{ほけん}医療^{いりようしさく}施策の^{すいしん}推進

基本施策1 ^{しょう}障がいの原因となる疾病の^{よぼうたいさく}予防対策や、^{しょう}障がいの^{そうき}早期
^{はっけん すいしん}発見の^{すいしん}推進

- ^{ほけん}保健・^{いりよう}医療・^{ふくし}福祉の^{れんけい}連携により、^{しょう}障がいの原因となる疾病の^{よぼう}予防や、^{しょう}障がいの^{そうきはっけん}早期発見による^{てきせつ}適切な^{しえん}支援を^{ていきょう}提供します。

＜^{じゅうてんとりくみ}重点取組＞

◆^{にんぶしえんそうだんじぎょう}妊婦支援相談事業

^{にんしんとどけでしょ}妊娠届出書を^{ていしゆつ}提出した^{ぜんにんぶ}全妊婦を^{たいしやう}対象として、^{しょう}障がいの原因
となる^{しっぺい}疾病の^{よぼう}予防及び^{しゅっさんご}出産後の^{じどうぎやくたいよぼう}児童虐待^{ほし}予防のために、^{ほし}母子
^{けんこうてちやうこうふじ}健康手帳^{にんぶ}交付時に^{めんせつ}妊婦と^{りすくあせすめんと}面接し、^{きき}リスクアセスメント（^{きき}危機
^{ひょうか}評価）を^{じっし}実施することで^{はいりすくにんぶ}ハイリスク妊婦（⇒183ページ参照）
を^{そうき}早期に^{はあく}把握し、^{あんしん}安心・^{あんぜん}安全な^{にんしん}妊娠、^{しゅっさん}出産のための^{けいぞくてき}継続的な^{しえん}支援
^{おこな}を行います。

◆^{ほしかんれんますすくりーにんぐけんさ}母子関連マススクリーニング検査

^{しんせいじ}新生児や^{にゅうじ}乳児を^{たいしやう}対象にした、^{しょう}障がいの原因となる^{しっぺい}疾病を
^{そうき}早期に^{はっけん}発見し^{はっしょう}発症を^{みぜん}未然に^{ぼうし}防止するための^{ますすくりーにん}マススクリーニン

ぐけんさ しゅうだんけんさ にんぶ たいしょう こうじょうせんきのうけんさ
 グ検査（集団検査）や、妊婦を対象にした甲状腺機能検査を
 おこな そろきちりょう むす いりょうきかん かんれんだいがく
 行い、早期治療に結びつけます。また、医療機関、関連大学医
 学部、保健所・保健センター及び衛生研究所において、母子保健
 しょうほう きょうゆう うえ きんみつ れんけい はか じんそく てきせつ かんじゃ
 情報を共有した上で、緊密な連携を図り、迅速かつ適切な患者
 しんだん ちりょう むす
 の診断・治療に結びつけていきます。

◆ にゅうようじけんこうしんさ
 乳幼児健康診査

げつじ げつじ さいらい さい げつじ さいじ さいじ
 4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児
 こ たい けんこうしんさ じっし うんどうきのう
 の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、
 しちょうかくとう しょう せいしんはったつ ちたいとう そろき はっけん そろき
 視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等を早期に発見し、早期
 ちりょう そろきりょういく むす つ しんしんしょう しんこう みぜん ぼうし
 治療・早期療育に結び付け、心身障がいの進行を未然に防止す
 るとともに、いくじ かん しどう おこな にゅうようじ けんこう ほじおよ
 育児に関する指導を行い、乳幼児の健康の保持及び
 そうしん はか
 増進を図ります。

きほんしさく しょう たい てきせつ ほけん いりょうさーびす じゅうじつ
 基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

- しんしん しょう けいげん はか いりょう いりょうひふたん けいげん もくてき
 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする
 かくしゅきゅうふじぎょう ひ つづ おこな しょう ひと たい いりょう じゅうじつ
 各種給付事業を引き続き行い、障がいのある人に対する医療の充実
 はか
 を図ります。
- せいしんしょう ひと いりょうてきけ あ ひつよう じゅうど しょう
 精神障がいのある人や、医療的ケアを必要とする重度の障がいの
 ひとおよ いりょうてきけ あ ひつよう しょう こ どう たい
 ある人及び医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に対する
 ほけん いりょう ふくし れんけいたいせい じゅうじつ はか
 保健・医療・福祉の連携体制の充実を図ります。

じゅうてんとりくみ
 <重点取組>

- ◆ じりつしえんいりょうひ しきゅう
 自立支援医療費の支給

しょう ひと たい しんしん しょう けいげん はか
障 がいのある人に対し、その心身の 障 がい の軽減を 図り、
じりつ にちじょうせいかつ いとな ひつよう いりよう じりつしえん
自立した 日常生活を 営むために 必要な 医療について、自立支援
いりようひ しきゅう おこな
医療費の 支給を行います。

じりつしえんいりよう かか てきせい ひようふたん あ かた
また、自立支援医療に係る 適正な 費用負担の 在り方について、
しょう ひと いりようひ ふたんけいげん はか くに たい
障 がいのある人の 医療費の 負担軽減が 図られるよう、国に 対す
はたら おこな
る 働きかけを行います。

◆ じゅうどしんしんしょう しゃいりようひじょせい
重度心身障がい者医療費助成

じゅうどしんしんしょう ひと たい いりようひ いちぶ じょせい
重度心身障がいのある人に対して 医療費の一部を 助成する
じゅうどしんしんしょう ひと ほけん こうじょう きよ
ことで、重度心身障がいのある人の 保健の 向上に 寄与すると
ふくし ぞうしん はか
ともに 福祉の 増進を 図ります。

◆ じゅうど しょう ひと いりようてきけ あ ひつよう しょう ひと
重度の 障 がいのある人や 医療的ケアが必要な 障 がいのある人に
たい ちいせいかつしえん じゅうじつ けんどう さいけい
対する 地域生活支援の 充実の 検討（再掲）

⇒ ペー じさんしょう
64～65ページ 参照

◆ いりようけいかく すいしん
さっぽろ医療計画2018の 推進

しみん しょうがい とお けんこう あんしん く しゃかい じつげん
市民が 生涯を通して 健康で 安心して 暮らせる 社会の実現に
む いりよう ほけん しす てむ かくりつ きほんりねん
向けた 医療・保健システムの 確立を 基本理念とする「さっぽろ
いりようけいかく もと ざいたくいりようたいせい きょうか いりよう かん
医療計画2018」に基づき、在宅医療体制の 強化や 医療に関する
てきせつ じょうほうていきょう おこな きほんりねん じつげん む しさく
適切な 情報 提供を行うなど、基本理念の実現に向けた 施策の
すいしん と く
推進に取り組みます。

きほんしさく せいしんほけん いりよう じゅうじつ
基本施策3 精神保健・医療の 充実

○ つういん せいしんかいいりよう かか じりつしえんいりようひ しきゅう おこな せいしん
通院による 精神科医療に係る 自立支援医療費の 支給を行い、精神に

しょう ひと たい いりょう あんていてきていきょう つと
障 がいのある人に対する医療の安定的提供に努めます。

- せいしんかいいりょう きゅうきゅういりょうたいせい じゅうじつ はか
精神科医療における救急医療体制の充実を図ります。
- せいしん しょう ひと かぞく たい そうだんしえんたいせい じゅうじつ
精神に障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実を
はか
図ります。
- じどうせいしんかいいりょう ちゅうしん かんけいきかん ねっとわーく こうちく うんよう
児童精神科医療を中心とした関係機関のネットワークを構築・運用
し、こころ なや かか こ ほんたつしょう しえんたいせい
こころの悩みを抱える子どもや、発達障がいのある子どもの支援体制
じゅうじつ はか
の充実を図ります。

じゅうてんとりくみ <重点取組>

せいしんかきゅうきゅうじょうほう せんたーうんえい ◆精神科救急情報センター運営

せいしんしょう ひと かぞく でんわ せいしんかじゅしん
精神障がいのある人やその家族から、電話により精神科受診
かか きんきゅうそうだん う せいしんかびょういんまた せいしんか
に係る緊急相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科
とうばんびょういん しょうかい おこな せいしんかきゅうきゅう えんかつ
当番病院の紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な
すいしん けいさつ しょうぼう いりょうきかんとく かんけいきかん ちょうせい はか
推進のため、警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図
ります。

すいしんじぎょう じさつそうごうたいさくじぎょう ◆ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

さっぽろし ねんかん にん こ じさつしぼうしゃ へ
札幌市において年間400人を超える自殺死亡者を減らすため、
めんだん でんわ そうだんしえん しみんひとり げーとキーパー
面談や電話による相談支援、市民一人ひとりが「ゲートキーパー
(⇒183ページ参照)」になることを目指した人材養成等の
かくじぎょう おこな
各事業を行います。

せいしんかきゅうきゅういりょうたいせい あんていてきていきょう ◆精神科救急医療体制の安定的提供

きんきゅうてき せいしんかいいりょう ひつよう しみん じんそく てきせつ い
緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医
りょう う やかん きゅうじつ にち
療を受けることができるよう、夜間や休日における1日あた

とうばんびょういん くうしょうすう かくほ せいしんか きゅうきゅういりょう
りの当番病院の空床数を確保するなど、精神科救急医療
たいせい あんていてき いじ ていきょう つと
体制の安定的な維持と提供に努めます。

◆ さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業の推進

がっこう いっぱん しょうにか かんけいきかん しみん いらい う
学校、一般の小児科などの関係機関や市民からの依頼を受け、
てきせつ いりょうきかんとく あんない こんしえ るじゅ
より適切な医療機関等を案内（コンシェルジュ）します（さっぽ
ろ子どもの心のコンシェルジュ事業）。

ほっかいどうだいがく きょうどう かんけいきかん れんけいたいせい
また、北海道大学と共同で、関係機関の連携体制について
ぜんたいか かり おこな けんしゅうかい じっし こ こころ
全体管理を行うとともに、研修会を実施するなど、子どもの心
の診療にかかる医学的支援・人材育成を行います（さっぽろ
子どもの心の連携チーム事業）。

◆ 子どもの心の専門医の育成

こ こころ せんもんい いくせい ほっかいどうだいがく きふ
子どもの心の専門医を育成するために、北海道大学に寄附
おこな せんもんてき ちしき けいけん ゆう いし たんとうきょういん
を行います。専門的な知識・経験を有する医師が担当教員と
けんしゅうい たい こうぎ けんきゅう おこな
なり、研修医などに対し、講義や研究を行います。

基本施策4 難病に関する保健・医療施策の推進

- 難病患者が、医療サービスを受けながら、地域で安心して生活をしていけるよう、医療費負担の軽減等を図るとともに、家族も含めた相談支援体制の充実を図ります。
- 難病に係る知識等について、患者本人や家族だけでなく、広く市民へ周知を図ります。
- 難病患者が、必要な障害福祉サービス等を利用できるよう、関係機関と連携しながら、制度周知を図ります。

＜重点取組＞

◆ 特定医療費（指定難病）医療費助成

難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上を図るため、指定難病に関する医療費の一部を助成します。

◆ 難病相談支援センター事業

難病患者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、地域交流活動の推進や、当事者主体の活動の支援等を行う難病相談支援センターを設置します。

◆ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が必要とする看護について、診療報酬で定められた回数とは別に訪問看護を実施することにより、在宅療養を支援するとともに、適切な医療

かくほ はか
の確保を図ります。

◆札幌市難病患者等地域支援対策推進事業（一部新規）

なんびょうかんじゃ かぞくとう りょうようじょう ふあんかいしょう はか てきせつ
難病患者やその家族等の療養上の不安解消を図り、適切な

ざいたくりょうようしえん おこな ほけんせんたーしよくいん めんせつ
在宅療養支援を行えるよう、保健センター職員による面接・

ほうもんそうだん なんびょう かん せんもん いし りがくりょうほうしとう そうだん
訪問相談や、難病に関する専門の医師、理学療法士等による相談

じぎょう じっし
事業を実施します。

へいせい ねんどちゅう なんびょうかんじゃ しえんたいせい せいびとう
また、平成30年度中に、難病患者の支援体制の整備等について、

かんけいきかん きょうぎ おこな なんびょうたいさくちいききょうぎかい せっち
関係機関による協議を行う難病対策地域協議会を設置します。

◆難病患者等地域啓発事業

けんしゅうかい かいさい ふきゅうけいはつとう おこな なんびょうかんじゃ
研修会の開催や普及啓発等を行うことにより、難病患者や

かぞくとう なんびょう かん ちしき ぎじゆつ しゅうとく しえん ちいき
その家族等の難病に関する知識や技術の習得を支援し、地域に

なんびょうかんじゃ りょうようせいかつかんきょう せいび
おける難病患者の療養生活環境を整備します。

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

しえん ひつよう こ こそだ ふあん かか おや しんじょう
支援を必要とする子どもや、子育てに不安を抱える親の心情に
よ そ たようか にーず ふまえ かんけいきかん れんけい もと
寄り添いながら、多様化するニーズを踏まえ、関係機関の連携の下、
ここ こ じょうたい らいふすてーじ おう き め しえん
個々の子どもの状態やライフステージに応じた切れ目のない支援に
と く ひつよう
取り組む必要があります。

さら じゅうど ちょうふくしやう こ いりょうてきけ あ ひつよう
更に重度・重複障がいのある子どもや、医療的ケアを必要とする
こ ふく しやう こ ようちえん ほいくしよ じどうかいかん
子どもを含む障がいのある子どもが、幼稚園、保育所、児童会館な
どにおいても必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに
す たいせい つと ひつよう
過ごせるような体制づくりに努める必要があります。

また、しょう がいのある子どもが、すみ慣れた地域や学校で、ひとり
とりのニーズに応じた適切な支援が受けられ、孤立することなく、
しゃかい いちいん つつ ささ あ かんきやう すす ひつよう
社会の一員として、包み支え合う環境づくりを進める必要がありま
す。

しょう がいのある子ども本人に対する支援のほか、おや たい
なお、障がいのある子ども本人に対する支援のほか、親に対する
せいしんてき ふ おろ ー おこな りょういくめん そうだんしえんたいせい じゅうじつ
精神的なフォローを行うなど、療育面での相談支援体制を充実させ
ることが必要との意見が寄せられております。

ねんどしやう じしやじったいとちやうさ
＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

こんご きやういく りやういく ちから
今後の教育や療育について力をいれるべきこと

- しょう おう きやういくないやう じゅうじつ しょう じちやうさ
・障がいに応じた教育内容の充実（障がい児調査 42.3%）
- ぎ む きやういくしゅうりやうご しんろ しゅうしょくさき かくほ しょう じちやうさ
・義務教育終了後の進路（就職先）の確保（障がい児調査 41.8%）
- つうじやう がっきゅう ほいくしよ ようちえん うけいれ じゅうじつ しょう じちやうさ
・通常の学級、保育所、幼稚園での受入の充実（障がい児調査 30.5%）

◆基本方針

基本方針1 母子保健、療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係
機関の連携の下、乳幼児期から成人期までの切れ目のない
支援体制の充実を図ります。

基本方針2 障がいのある子どもが、その障がいの状況に応じた
適切な支援を受けながら、社会から孤立することなく、
社会の一員として包み支え合い、障がいのない子どもと
ともに、住み慣れた地域で安心して成長していける
環境づくりを推進します。

◆基本施策

基本施策1 ライフステージに応じた支援体制の充実

基本施策2 療育の充実

基本施策3 学校教育の充実

基本施策4 成人期への移行支援

基本施策1 ライフステージに応じた支援体制の充実

- 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応するため、
関係機関が相互に連携しながら、ライフステージに応じた支援体制の
充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援を含め、
多様化する障がいのある子どもや保護者のニーズへの対応方法など、
札幌市における障がいのある子どもへの支援体制の在り方について
検討します。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

◆ 幼児教育相談

はったつ しんばい ようじ こそだ かん ようじきょういくせんたー
発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センター
における相談のほか、各区の市立幼稚園・市立認定こども園を
かいじょう ちいききょういくそうだん じっし
会場とした「地域教育相談」を実施します。

◆ 児童福祉相談・支援体制の強化

へいせい ねん がつ さくてい だい じさっぽろしじどうそうだんたいせいきょうか
平成29年4月に策定した「第2次札幌市児童相談体制強化
ぷらん もと せんもんせい きょうか そうだんきかん てきせつ やくわりぶんたん
プラン」に基づき、専門性の強化や、相談機関の適切な役割分担
れんけいたいせい こうちく おこな じどうふくしそうだん しえんたいせい
と連携体制の構築などを行うことで、児童福祉相談・支援体制
きょうか
を強化していきます。

◆ 子どもの権利救済機関の運営

いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに
さべつ しんこく けんりしんがい こ
関わる様々な悩みについて相談を受けるとともに、救済の
かか さまざま なや そうだん う きゅうさい
関わる様々な悩みについて相談を受けるとともに、救済の
もうした どう もと こうてきだいさんしや たちば かんけいきかん じじつかくにん
申立て等に基づき、公的第三者の立場で、関係機関への事実確認
ちょうさ かんけいしゃかん ちょうせいとう おこな
の調査や関係者間の調整等を行います。

◆ 障がい児地域支援マネジメント事業（新規）

じどうはったつしえんせんたー しょう じちいきしえんまねーじゃー
児童発達支援センターに障がい児地域支援マネージャーを
はいち りょういく かん じょうほうはっしん しょう じつじょうしえんじぎょうしょ
配置し、療育に関する情報発信や、障がい児通所支援事業所
しえん じょげん かんけいきかん しえんちょうせい おこな じどうはったつ
への支援・助言、関係機関の支援調整を行うことで、児童発達
しえんせんたー きょうきょうか じゅうじつ はか
支援センターの機能強化、充実を図ります。

◆ 医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等への支援体制の
検討（新規）

医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等の支援を行う
支援員や、保護者からの相談を受ける相談員を増やすための
研修の実施を検討します。

そのほか、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの
支援の在り方について、医療、保健、保育、教育、福祉関係者に
よる協議の場における議論も踏まえながら、引き続き、検討して
いきます。

基本施策2 療育の充実

- 子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健施策など他の子ども
関連施策との連携により、障がい児支援体制の整備を図ります。
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供と質の
確保に努めます。
- 児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付け、
児童発達支援事業所、札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）、
札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）、札幌市児童相談所
等との連携による重層的な支援を推進します。
- 障害児入所施設において、虐待を受けた障がい児への対応を含め、
様々なニーズへの対応を図ります。

＜重点取組＞

◆ 療育支援の充実（療育支援事業、先天性障がい児早期療育
事業）

にゅうようじけんこうしんさとう つう はったつ しんぱい こ たいしやう
乳幼児健康診査等を通じて、発達に心配のある子どもを対象
に、子どもの状態に応じた療育を実施すると同時に、保護者の
複雑で不安な気持ちを受け止め、障がいの気づきができるよう
に働きかけ、個々の子どもに合った進路を共に考え、必要な
情報を提供します。

また、先天性障がいのある乳幼児についても、保護者の不安な
気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促すとともに、育児
全般に必要な情報の提供を行います。

◆ しょうがいじつうしよしえん さーびす えんかつ ていきやうおよ しつ かくほ
障害児通所支援サービスの円滑な提供及び質の確保

じどうふくしほう もと みちか ちいき つうしよ しえん
児童福祉法に基づき、身近な地域における通所を支援する
「児童発達支援」、ほうかごとう いばしよ そくしん ほうかごとう
「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりを促進する「放課後等
でいさーびす ほいくしやとう あんてい りやう そくしん
デイサービス」、保育所等の安定した利用を促進するための
「保育所等訪問支援」を円滑に提供します。

また、くに さくてい ほうかごとうでいさーびすがいどらいん
また、国が策定した「放課後等デイサービスガイドライン」や
じどうはったつしえんがいどらいん かつやう そくしん かくじぎやうしよ
「児童発達支援ガイドライン」の活用を促進するなど、各事業所
しつ かくほおよ こうじやう つと
の質の確保及び向上に努めます。

◆ さっぽろしこ はったつしえんそうごうせんたー きのう じゅうじつ
札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）の機能の充実

いりやう ふくし りやうめん こ かぞく たい そうごうてき てきせつ
医療・福祉の両面から、子どもや家族に対する総合的かつ適切
しえん ていきやう もくてき こ はったつしえんそうごうせんたー
な支援を提供することを目的に、子ども発達支援総合センター
かいせつ
を開設しました。

このせんたーは、じどうせいしんか したいふじゆうじ たいしやう
このセンターは、児童精神科や肢体不自由児などを対象にし
しょうにか せいけいげか も いりやうぶもん くわ じどうしんりちりやう
た小児科・整形外科などを持つ医療部門に加え、児童心理治療
せんたー じへいしやうじしえんせんたー にゅうしよぶもん しやうがくまえ こ
センターや自閉症児支援センターの入所部門、就学前の子ども

のた^{つうしょぶもん}めの^{いりょうがたおよ}通^{ふくしがた}所^{じどうはったつしえん}部^{せん}門^た（^ー医療^せ型^ん及^たび^ん福^た祉^ん型^た児^ん童^た発^ん達^ん支^ん援^たセ^んタ^ー）が
あり、それ^{ぶもん}ぞれ^{れんけい}の^{きやうどう}部^{しえん}門^んが^し連^し携^{えん}・^し協^{えん}働^んし^んが^ら支^{えん}援^をを^して^いま^す。

また、子^こども^{たい}に^そう^ごう^てき^きの^し綜^し合^{えん}的^んな^し支^{えん}援^とと^とも^に、^さっ^ほろ^しぜ^んたい^{たい}の^こ札幌^し市^{えん}全^ん体^のの^こ子^しども^{えん}の^{たい}支^{えん}援^{たい}体^{せい}制^のの^こ向^こ上^{じやう}に^むけ^む、^{かん}け^いき^{かん}の^{れん}け^い関^{けい}係^い機^き関^{かん}と^のの^{れん}け^い連^{れん}携^{けい}や^{じん}ざ^いい^くせ^い人^{じん}材^{ざい}育^い成^{せい}な^ど、^ちい^き地^{たい}域^しに^{えん}対^きする^き支^き援^をを^して^いま^す。

◆^{じどうはったつしえん}児^{せん}童^た発^ん達^ん支^ん援^たセ^んタ^ーの^き機^の能^う充^{じゆ}実^{うじつ}

児^じ童^{どう}福^ふ祉^く法^{しほ}に^もと^もと^おも^おに^みし^しゆ^うが^くの^し障^しが^いの^こあ^る子^こども^にに^{たい}対^みする^ち身^み近^{ぢか}な^り療^り育^りの^ば場^ばと^{して}機^き能^の訓^く練^{れん}や^り療^り育^り指^し導^{どう}な^どを^おこ^なな^を行^おう^こな^を行^おい^ます。

また、地^ち域^いに^おけ^る中^{ちゆう}核^{かく}的^{てき}支^し援^{えん}施^し設^{せつ}と^{して}、^じどう^はった^つし^{えん}の^じ児^じ童^{どう}発^は達^{たつ}支^し援^{えん}事^じ業^ぎ所^{じやう}等^{どう}と^のの^{れん}け^い連^{れん}携^{けい}に^よる^り療^り育^り機^き能^のの^{しつ}質^はの^こ向^こ上^{じやう}を^はか^を図^をり^ます。

また、公^{こう}立^{りつ}の^じどう^はった^つし^{えん}の^{せん}児^{せん}童^た発^ん達^ん支^ん援^たセ^んタ^ーに^つい^ては、^{さら}更^きなる^の機^の能^のの^{じゆ}充^{じゆ}実^{じつ}を^めざ^めし、^{しやう}ら^いて^きの^あか^たか^んの^りや^うし^やの^がい^ぶ外^{がい}部^ぶ有^{ゆう}識^し者^{しや}を^まじ^まじ^を交^{けん}え^を、^{けん}たう^を検^{けん}討^{たう}し^ます。

◆^{しりつ}私^{りつ}立^{りつ}幼^{ちゆう}稚^{ちゆう}園^{えん}等^{どう}に^おけ^る特^{とく}別^{べつ}支^し援^{えん}教^{きやう}育^いの^{すい}推^{すい}進^{しん}

私^し立^{りつ}幼^{ちゆう}稚^{ちゆう}園^{えん}等^{どう}で^{とく}特^{とく}別^{べつ}な^き教^{きやう}育^い的^{てき}支^し援^{えん}を^{ひつ}必^{ひつ}要^{よう}と^{する}幼^{よう}児^じの^{えん}円^{えん}滑^{かつ}な^う受^う入^いれ^をを^そく^{しん}促^{そく}進^{しん}す^るた^め、^{よう}じ^きやう^いく^しえん^{いん}の^しり^つ幼^{ちゆう}稚^{ちゆう}園^{えん}等^をを^{ほう}訪^{ほう}問^{もん}し、^こべ^つ個^こ別^{べつ}の^しど^うけ^いか^くの^さく^{せい}し^{えん}の^きやう^{いん}そ^うだ^んの^{とく}作^{さく}成^{せい}支^し援^{えん}や^{かん}教^{かん}員^{いん}相^{さう}談^{だん}、^{とく}特^{とく}別^{べつ}支^し援^{えん}担^{たん}当^{とう}者^{しや}向^むけ^を研^{けん}修^{しゅう}会^{かい}を^じっ^し実^じ施^しす^るな^どと^{して}特^{とく}別^{べつ}支^し援^{えん}教^{きやう}育^いの^{じゆ}充^{じゆ}実^{じつ}を^はか^を図^をり^ます。

◆^{しょう}障^{しょう}が^い児^じ保^ほ育^いの^じっ^し実^じ施^しと^{しょう}障^{しょう}が^い児^じ保^ほ育^い巡^じほ^いく^じゆん^{かい}し^どう回^{かい}指^し導^{どう}

保^ほ育^いが^{ひつ}必^{ひつ}要^{よう}な^{しん}心^{しん}身^{しん}に^{しょう}障^{しょう}が^いの^こあ^る子^こども^を、^{しょう}障^{しょう}が^いの^ない

子どもとともに集団保育することにより、成長発達を促進するとともに、児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、障がい児保育の充実を図るため、臨床発達心理士など専門員による巡回指導を行い、必要に応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。

◆放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ

障がいのある子どもの健全育成及び保護者に対する支援として、障がいのある子どもを受け入れている館に指導員を加配できるようにするなど、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、障がいのない子どもと同じように児童会館及びミニ児童会館を利用できる環境づくりを進めます。

また、民間児童育成会についても、保護者が就労している障がいのある子ども等を登録している場合は助成金を加算するなど、各会における受入れの促進を図ります。

基本施策3 学校教育の充実

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。
- 教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、幼稚園・学校と障害児通所支援事業所等の連携を図ります。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国

とりくみ ふ ひとり しょう しょうたい きょういくてきに ー ず
の取組を踏まえつつ、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに
おう しどう ていきょう たよう じゅうなん しくみ すす
応じた指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みづくりを進めていき
ます。

＜重点取組＞

◆一人ひとりが学び育つための教育的支援の充実

はったつ しょう とうくべつ きょういくてきしえん ひつよう
発達に障がいがあるなどの特別な教育的支援を必要とする
じどうせいと ここ ちから さいだいげん はっき
児童生徒が、個々のもつ力を最大限に発揮できるよう、
「サポートファイルさっぽろ」や、「学びのサポーター」の活用
により、一人ひとりの障がいの状態や教育ニーズに応じた
きょういくてきしえん じゅうじつ はか
教育的支援の充実を図ります。

◆地域で学び育つための教育環境の整備（一部新規）

とくべつ きょういくてきしえん ひつよう じどうせいと きょじゅう みちか
特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する身近な
ちいき てきせつ しえん う とくべつしえん
地域において適切な支援を受けることができるよう、特別支援
がっきゅう ペー じさんしょう つうきゅうしどうきょうしつ ペー じ
学級（⇒183ページ参照）や通級指導教室（⇒183ページ
さんしょう せいび すいしん
参照）の整備を推進します。

また、しりつこうこう つうきゅうしどう どうにゅう けんとう
また、市立高校における通級指導の導入について検討しま
す。

基本施策4 成人期への移行支援

- ハローワークなどの関係機関との連携の下、卒業後、就労につながるための支援の充実を図ります。
- 卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 卒業後も社会生活によりよく対応できるよう、学びの機会や学びの場の充実について検討します。

＜重点取組＞

◆市立高等支援学校における教育の充実

市立高等支援学校において、就労促進を図るための教育内容の見直し等について検討を進めます。

また、平成29年に新たに開設した市立札幌みなみの杜高等支援学校と、市立札幌豊明高等支援学校が相互に連携し、共同学習等による就労支援体制の充実を図るよう努めます。

しきくぶんや こよう しゅうろう そくしん
施策分野4 雇用・就労の促進

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

しょう しゃこよう そくしん む くに しょう しゃこようしきく ちゅうしん
障がい者雇用の促進に向けては、国の障がい者雇用施策を中心
に、かんけいきかん れんけい と く ひつよう
に、関係機関が連携して取り組む必要があります。

しょう ひと あ まえ はたら きぎょうとう たい しょう
障がいのある人が当たり前に働けるよう、企業等に対する障がい
しゃこよう じょうほうていきよう じゅうじつ りかいそくしん はか こよう
者雇用についての情報提供の充実や、理解促進を図るなど、雇用の
ば かくほ む とりくみ もと
場の確保に向けた取組が求められています。

また、しゅうろうご はっせい せいかつめん かだいとう たいおう
就労後に発生する生活面の課題等にも対応できるよう、
じぎょうしょ かぞく れんらくちょうせいとう しえん ひつよう
事業所や家族との連絡調整等の支援が必要となっています。

ひ つづ しゅうろうしえんじぎょうしょ ふくしてきしゅうろう ば じゅうじつ こうちん
引き続き、就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃
すいじゆん こうじょう もと
水準の向上が求められています。

ねんどしゅう じしゃじったいとうちようさ
＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

しごと つづ はじ ひつよう
仕事を続ける（あるいは始める）うえで必要なこと

- 自分に合った仕事や働く場を見つけてくれるところがある

（しょう しゃちようさ なんびょうかんじゃちようさ
障がい者調査 39.9%、難病患者調査38.9%）

- 勤務時間が調整できる（しょう しゃちようさ なんびょうかんじゃ
きんむじかん ちょうせい しょう しゃちようさ
調査45.4%）

- 職場で仕事がしやすいよう支援してくれる（しょう しゃちようさ
しよくば しごと しえん しょう しゃちようさ
28.6%、なんびょうかんじゃちようさ
難病患者調査 29.6%）

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん しょう ひと あ しゅうろうしえん こよう
基本方針1 障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・

ふくし きょういくとう かんけいきかん れんけい と く しえん
 福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の
 じゅうじつ きょうか はか
 充実・強化を図ります。

きほんほうしん しょう ひと いっぱんしゅうろう いこう すいしん こよう
 基本方針2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の
 ていちゃく はか ふくしてきしゅうろう しえん じゅうじつ こうちん
 定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実し、工賃
 すいじゆん こうじょう はか
 水準の向上を図ります。

◆基本施策	
きほんしさく 基本施策1	ここ に ー ず たいおう しゅうろうそうだんしえんたいせい じゅうじつ 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
きほんしさく 基本施策2	こよう ば かくじゅう いっぱんしゅうろう ふくしてきしゅうろう 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）
きほんしさく 基本施策3	しょう ひと いっぱんしゅうろう すいしん 障がいのある人の一般就労の推進
きほんしさく 基本施策4	ふくしてきしゅうろう こうちんこうじょう 福祉的就労における工賃向上

きほんしさく 基本施策1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

- しょう しゃこよう すいしん くに かんけいきかん れんけい しょう
 障がい者雇用を推進する国などの関係機関と連携し、障がいのあ
 ひと こようそくしん む そうだんしえんたいせい じゅうじつ はか
 る人の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

じゅうてんとりくみ
 <重点取組>

◆就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）

しょう ひと こよう そくしん しゅうろう あんてい はか
 障がいのある人の雇用の促進と就労の安定を図るため、
 しゅうぎょう にちじょうせいかつ しえん おこな はろーわーくとう
 就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の
 かんけいきかん れんけい じょぶさぽーたー しえんいん こよう
 関係機関と連携して、「ジョブサポーター」や支援員による雇用
 そくしん しょくばていちゃくしえん はか
 促進・職場定着支援を図ります。

◆ 障がい者就業支援事業

国との共催により、障がい者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある人の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。

基本施策2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）

- 国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある人の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。
- 札幌市においても率先して障がいのある人の雇用に努め、障がいのある人の一般就労へのステップアップを支援します。

＜重点取組＞

◆ 障がい者協働事業

障がいのある人を5人以上雇用し、他の従業者からサポートを受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を確保しつつ、障がいのある人の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」を行う事業所等に対して、その運営経費の補助を行います。

なお、札幌市役所、白石区複合庁舎、札幌市社会福祉総合センターや、中央図書館のロビーに設置している「元気カフェ（⇒184ページ参照）」は、この事業を活用して運営しています。

◆^{ちいきかつどうしえんせんたー}地域活動支援センター（⇒184ページ参照）^{ペーじさんしょう}（就労者支援型）^{しゅうろうしやしえんがた}の
^{うんえい}運営

^{いっばんしゅうろう}一般就労した^{しょう}障がいのある人に対し、^{ひと}仕事上の^{たい}悩みや
^{しせいかつ}私生活に関する^{なや}悩みの^{そうだん}相談を受けるほか、^う利用者^{りようしや}同士の^{こうりゅう}交流の
^ば場を^{ていきょう}提供することにより、^{いっばんしゅうろうご}一般就労後の^{せいかつ}生活について^{そうごうてき}総合的
^{しえん}に^{おこな}支援を行います。

◆^{しゅうろうしえんさーびす}就労支援サービスの^{えんかつ}円滑な^{ていきょう}提供（^{いちぶしんき}一部新規）

^{しょうがいしやそうごうしえんほう}障害者総合支援法に基づき、^{もと}一般企業等への^{いっばんきぎょうとう}就労を^{しゅうろう}希望す
^{かた}る方や一般企業等での^{しゅうろう}就労が^{こんなん}困難な人に、^{ひと}知識及び^{ちしきおよ}能力の
^{こうじょう}向上のための^{ひつよう}必要な^{くんれん}訓練を行う^{おこな}就労支援サービス^{しゅうろうしえんさーびす}を^{えんかつ}円滑に
^{ていきょう}提供します。

また、^{あら}新たに^{もう}設けられた^{しゅうろうていちやくしえんじぎょうさーびす}就労定着支援事業サービスについ
^{どうよう}ても同様に^{えんかつ}円滑な^{ていきょう}提供に^{つと}努めて^{ペーじさんしょう}いきます（⇒122ページ参照）。

◆^{ちゃれんじこようせいど}チャレンジ雇用制度の^{じっし}実施（^{しんき}新規）

^{さっぽろしやくしょない}札幌市役所内で、^{あら}新たに^{ちてきしょう}知的障がいのある人^{ひと}や^{せいしんしょう}精神障がい
^{ひと}のある人を^{ひじょうきんしよくいん}非常勤職員として^{こよう}雇用する^{わく}枠を^{もう}設け、^{しやくしょ}市役所での
^{きんむけいけんとう}勤務経験等をもとに、^{いっばんしゅうろう}一般就労への^{すてっぷあっぷ}ステップアップを^{あとお}後押しし
^{ます}ます。

基本施策3 障がいのある人の一般就労の推進

- ^{しょうがいしやそうごうしえんほう}障害者総合支援法に基づき^{もと}就労移行支援サービス^{しゅうろういこうしえんさーびす}のほか、^{さっぽろし}札幌市
^{どくじ}独自の^{とりくみ}取組により、^{しょう}障がいのある人^{ひと}の一般就労^{いっばんしゅうろう}への^{いこう}移行を^{すいしん}推進しま

す。

- 障がいのある人の職場実習等の機会の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆ 障がい者の就労・雇用に対する理解促進

障がいのある人の一般就労の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある人、福祉サービス事業所（特に就労支援系）、民間企業等に対して、障がい者元気スキルアップ事業や自立支援協議会（就労支援推進部会）の活動を通して、より充実した企業向けセミナーを行うなど、障がい者雇用に対する理解促進を図ります。

◆ 就労に向けた訓練・資格取得

札幌市が、市内の特別支援学校の生徒等を受け入れて、介護職員養成のための訓練・実習の機会を設け、就労に向けた支援を行います。

◆ 障がい者就業体験事業

就労移行支援事業所等で就労訓練を受けている障がいのある人が、一般企業においても就業体験をすることにより、実際に働く経験を就職活動に役立てるとともに、企業側に対しても、障がいのある人の受入れにより、障がい者雇用について考えるきっかけを提供することで、障がいのある人の一般就労を推進します。

基本施策4 福祉的就労における工賃向上

- 障害者総合支援法が定める就労支援サービスのほか、元気ショップの運営等の札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

＜重点取組＞

◆ 製品の販路拡大支援

地域活動支援センター、地域共同作業所（⇒185ページ参照）などの運営強化を図るために、製品のレベルアップや運営面に対する指導等を行います。

また、障がいのある人が施設等で作った製品を販売する常設店舗として「元気ショップ」を運営し、製品の購入を通じた市民の障がいに対する理解促進や、障がいのある人の工賃の増額を目指します。

◆ 発注機会の拡充、受注調整支援（元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業）

障がい者施設等で行っている清掃・印刷などの役務提供サービスや封かんなどの軽作業について、民間企業等への営業や各施設への受注調整等を行うセンターを運営し、障がいのある人の工賃向上を目指します。

◆ 障がい者施設等からの優先調達の推進

障害者優先調達推進法に基づいて、札幌市における障がい者施設等からの調達方針を毎年度策定し、庁内の各部局に

おいて調^{ちょうたつ}達^{すいしん}を推進します。

しきくぶんや すぼーつ ぶんかとう しんこう
施策分野5 スポーツ・文化等の振興

げんじょう かだい
<現状と課題>

しょうがいのある人が、自らの意思と選択によって、ライフステージに
 おう 応じ、それぞれの興味・関心、生活領域に
 おう 応じ、様々な活動や学習
 をつづけていくことが重要です。

しょうがいのある人がスポーツや文化芸術活動等を行う際には、必要
 となる配慮や支援等が提供される環境の整備が求められます。ま
 た、活動を通じて、しょうがいのある人としょうがいのない人が交流し、しょう
 がいのある人に対する理解を深めることが重要です。

特に、しょうがい者スポーツについては、2020東京オリンピック・
 ぱらりんびくく かいさい けつてい とうきおりんぴくく ぱらりんびくく
 パラリンピックの開催が決定し、冬季オリンピック・パラリンピック
 の招致を表明した札幌市においても、この機を捉え、しょうがい者
 スポーツの普及促進に取り組んでいく必要があります。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん 1
 スポーツや文化芸術活動等を通じて、しょうがいのある人と
 しょうがいのない人との交流の機会を提供し、しょうがいのあ
 る人に対する理解促進を図ります。

きほんほうしん 2
 しょうがい者スポーツ、しょうがい者の文化芸術活動を支援し、
 しょうがいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実を
 図ることで、心豊かな地域生活を支援します。

きほんしきく
◆基本施策

きほんしきく 1
 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

基本施策 1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

○ 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるように、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

＜重点取組＞

◆ 既存体育施設のバリアフリー化の推進

障がいのある人が広く気軽にスポーツ施設を利用できるようにするため、オストメイト対応トイレの設置や点字ブロックの敷設など、既存の体育施設の保全改修に併せて、バリアフリー化による改善を進めます。

◆ 障がい者スポーツの振興

障がい者スポーツの体験会や、スポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及・振興を促進します。

◆ 障がい者スポーツ大会の開催

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある人がスポーツを通じて体力の向上や自立への意欲を高め、スポーツの楽しさを体験するとともに、障がいのある人に対する市民の理解の促進を図ります。

◆ 学習機会の提供（さっぽろ市民カレッジ）

市民の自己啓発や生きがいづくりを支援するとともに、学習した成果を地域社会の発展などにつなげることを目指して、

しょうがいがくしゅうせんたー きよてん しみん たよう がくしゅうに ー す
生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに
たいおう がくしゅうきかい ていきょう とうがいじぎょう なか しゃかいぎのう
対応する学習機会を提供します。当該事業の中で、社会技能の
こうじょうとう し こうざ かいこう しょう ひと ふく だれ
向上等に資する講座を開講し、障がいのある人も含め、誰も
きがる さんか がくしゅう かつどうきかい じゅうじつ はか
が気軽に参加できる学習・活動機会の充実を図ります。

◆ しょうがいのあるひとへのどくしょしえん すいしん
障がいのある人への読書支援の推進

しんたいしょう はったつしょう さまざま しょう ひと
身体障がいや発達障がいなど、様々な障がいのある人への
どくしょしえん りよう としょかん すす
読書支援や、利用しやすい図書館づくりを進めます。

◆ ちてきしょう しゃ せいじんがっきゅうじぎょう
知的障がい者のための成人学級事業

とくべつしえんがっこうとう しゅうりょう ちてきしょう ひと しゃかいせいかつ
特別支援学校等を修了した知的障がいのある人が社会生活
によりよくたいおうできるよう、しゅうだんせいかつ たいけん ば とお た
集団生活や体験の場を通して、他
がっきゅうせいとう こうりゅう こうきょうまな ー すぼ ー つ ちょうり
の学級生等と交流しながら、公共マナーやスポーツ、調理な
どのじっせいかつ そく がくしゅう おこな
の実生活に即した学習を行います。

◆ とくべつしえんがっこう ちいきれんけいじぎょう
特別支援学校・地域連携事業

がっこう きゅうぎょうび とくべつしえんがっこう しせつ かつよう がくしゅうぎょうじ
学校の休業日に、特別支援学校の施設を活用した各種行事
かいさい かくとくべつしえんがっこう とくしょく い かつどう ちいき
を開催するなど、各特別支援学校の特色を生かした活動や地域
とうのこうりゅう おこな こ ちゅうしん がっこう ちいきとう
等との交流を行い、子どもを中心とした学校と地域等との
れんけい はか
連携を図ります。

◆ さっぽろしけんこう せんたー りようそくしん
札幌市健康づくりセンターの利用促進

しょう ひと けんこう と く きかい ていきょう
障がいのある人が健康づくりに取り組む機会を提供するた
め、さっぽろしけんこう せんたー りよう うなが うんどう
め、札幌市健康づくりセンターの利用を促すとともに、運動
しどういん りがくりょうほうし けんこう しえん おこな
指導員や理学療法士による健康づくりの支援を行います。

施策分野6 安全・安心の実現

＜現状と課題＞

東日本大震災や熊本地震を教訓に、日頃からの防災対策や、災害時の安全対策についての関心が高まっており、障がいのある人をはじめとした要配慮者（⇒185ページ参照）の避難支援の取組を充実させる必要があります。

また、障がいのある人が冬期間も安心して生活できるよう、除排雪などの取組も重要となります。

さらに、地域の見守りや支え合いなどを通じて、障がいのある人の孤立を防ぐ環境をつくる必要があります。

＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

防災に関して不安に感じること

- 避難場所でうまく生活できるか不安（障がい者調査54.4%、障がい児調査76.0%、難病患者調査62.0%）
- 一次避難場所にも福祉避難場所と同程度の設備を用意してほしい（障がい者調査45.9%、障がい児調査58.6%、難病患者調査57.4%）
- 災害時に手助けしてくれる人がいない（障がい者調査 21.6%、障がい児調査 31.5%、難病患者調査 19.4%）

◆基本方針

基本方針1 障がいのある人が地域で安全・安心に生活することがで

きるよう、^{ぼうさいたいさく}防災対策や^{さいがいじ}災害時における^{ようはいりよしゃたいさく}要配慮者対策を^{すいしん}推進
します。

^{きほんほうしん}基本方針2 ^{しょう}障がいのある人が^{ひと}地域で^{ちいき}孤立しないよう、^{ちいき}地域の^{きょうじょ}共助に
よる^{じゅうそうてき}重層的な^{みまも}見守り^{たいせい}体制を^{こうちく}構築します。

◆^{きほんしさく}基本施策

^{きほんしさく}基本施策1 ^{さいがい}災害や^{ゆき}雪に^{つよ}強いまちづくりの^{すいしん}推進

^{きほんしさく}基本施策2 ^{さいがいじ}災害時における^{たいおうりょく}対応力の^{こうじょう}向上

^{きほんしさく}基本施策3 ^{ちいき}地域における^{みまも}見守り^{かつどう}活動の^{すいしん}推進

^{きほんしさく}基本施策4 ^{しょうひしゃひがい}消費者被害の^{ぼうし}防止

^{きほんしさく}基本施策1 ^{さいがい}災害や^{ゆき}雪に^{つよ}強いまちづくりの^{すいしん}推進

- ^{しょう}障がいのある人を含め、^{ひと}市民の^{いん}生命や^{ふく}財産を守り、^{しみん}災害に^{せいめい}強いまち
づくりを^{ざいさん}すすめ、^{まも}大災害にも^{さいがい}対応する^{つよ}防災体制の^{めざ}確立を目指します。
- ^{とうきかん}冬期間も^{あんしん}安心して^{せいかつ}生活を送れるよう、^{おく}除排雪や^{じょはいせつ}福祉除雪など、^{ふくしじょせつ}雪対策
^{ゆきたいさく}の^{とりくみ}取組を^{そくしん}促進します。

^{じゅうてんとりくみ}＜重点取組＞

◆^{しゃかいふくししせつとう}社会福祉施設等の^{あんぜんたいさく}安全対策の^{すいしん}推進

^{しゃかいふくししせつ}社会福祉施設における^{あんぜん}安全・^{あんしん}安心を^{かくほ}確保するため、^{しょうぼうきょく}消防局・
^{ほけんふくしきょく}保健福祉局・^{としきょく}都市局の^{かんけいぶきょく}関係部局の^{れんけい}連携のために^{さくてい}策定した^{しゃかい}「社会
^{ふくししせつ}福祉施設の^{じょうほうれんらくおよ}情報連絡及び^{じょうほうていきょう}情報提供に係る^{かか}連携^{れんけい}要領」に^{もと}基
づき、^{しせつじょうほう}施設^{れんらく}情報の^{じょうほうきょうゆう}連絡や^{しゃかいふくししせつ}情報共有を^しすることで、
に対する^{たい}安全^{あんぜん}対策の^{てってい}徹底を^{はか}図ります。

◆住宅防火対策の推進

地域住民による火災訓練や、福祉事業者等の自衛消防訓練の機会に、住宅からの出火防止対策や、火災警報器の設置、維持管理等について情報提供するほか、地域の火災特性を踏まえた広報を実施するなど、市民や関連事業者等と情報共有を図ります。

◆冬のみちづくりプランの推進

市民・企業等との協働の推進、多様なソフト施策の導入、施策の選択と集中によるメリハリをつけた事業の展開を基本方針として、障がいのある人も安心して生活を送れるよう、雪対策を推進します。

身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、砂入りペットボトルの作成・配置などを行います。

◆福祉除雪の実施

自力で除雪が困難な一戸建て住宅の高齢者や障がいのある人の世帯を対象に、地域の協力を得ながら間口部分等の除雪を支援します。

基本施策2 災害時における対応力の向上

- 災害時における、障がいのある人などへの避難支援に関する仕組みづくりを促進します。
- 避難場所の、バリアフリー化や、静かに過ごすことのできる空間の確保など、障がいのある人に配慮した環境の整備を進めます。

- 災害発生時や避難場所において、様々な障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障がいのある人への理解促進を図ります。

＜重点取組＞

◆災害時における避難支援の仕組みづくり

「札幌市要配慮者避難支援ガイドライン」及び「災害時支えあいハンドブック」に基づき、災害時に自力では避難できない障がいのある人や高齢の人たちの手助けを地域が主体となって実施する仕組みづくりを推進します。

また、災害時の避難に特に手助けが必要な人たち（避難行動要支援者）の名簿を作成し、災害の発生に備えて、普段から避難支援に取り組む地域の団体に対し、名簿の提供を行います。

◆避難場所の環境整備の推進

「札幌市避難場所基本計画」に基づき、市立小中学校の大規模改修・改築に併せて、車いす対応トイレの設置を行うなど、避難場所の環境整備を推進します。

◆障がいのある人の避難訓練等への参加促進

災害時において、障がいのある人が自らできることや、周りの人が手助けできることなどを確認するため、障がいのある人に対し、地域で行われている避難訓練等への参加を促進します。

◆福祉避難場所の運営体制強化

障がいのある人や高齢の人など、一般の避難所での生活が

困難な人たちのために、社会福祉施設等の福祉避難場所の拡充
や人的体制の強化、制度周知などを行います。

◆誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業の推進
(新規)

災害時に障がいのある人たちの避難支援を行う町内会、
自治会、地区社会福祉協議会（福祉のまち推進センター）等に
対して、コーディネーターを派遣することで、実際に支援をする
際の留意点や、避難行動要支援者とのマッチング、各避難行動
要支援者の個別避難計画の作成等への助言等を行います。

基本施策3 地域における見守り活動の推進

- 障がいのある人の地域における孤立を防ぐため、住民組織などによる地域福祉活動の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆知的障がいのある人の見守り事業

障害福祉サービス等を受けていない知的障がいのある人の現
況を把握し、福祉ガイドを活用したサービス等の利用案内や、
民生委員などと協力して見守り活動を実施することで、地域
や福祉サービスとのつながりを拡大・強化するとともに、研修
等を通じて、市民の知的障がいに対する理解を深めます。

◆企業などとの連携推進

たよう しゃかいしげん ちいき みまも かつよう たくはいじぎょうしゃ
多様な社会資源を地域の見守りに活用するため、宅配事業者
みまも きょうてい ていけつ すいしん じぎょうかつどう なか ようしえんしゃ
などとの見守り協定の締結を推進し、事業活動の中で要支援者
いへん はっけん さい かくにん つうほうたいせい じゅうじつ はか
の異変を発見した際の確認・通報体制の充実を図ります。

基本施策4 消費者被害の防止

- しょう がいのある人の消費者被害の防止のため、かんけいきかん れんけい
による早期発見や、そうき はっけん そうだんたいせい じゅうじつ つと
相談体制の充実に努めます。

＜重点取組＞

◆ しょうひしゃひがいぼうし ネットワーク事業

しょうひせいかつすいしんいん ページさんしょう ちいき はいち かんけい
消費生活推進員（⇒185ページ参照）を地域に配置し、関係
きかん しょうひせいかつさぽーター（⇒185ページ参照）とのネットワー
ク体制により、こうれい ひと しょう がいのある人の消費者被害の早期
はっけん きゅうさい みぜんぼうし はか
発見と救済、未然防止を図ります。

◆ てれびでんわ かつよう しょうひせいかつそうだん さいけい テレビ電話を活用した消費生活相談（再掲）

⇒ ページさんしょう
⇒ 51ページ参照